

公的年金を受給している **65歳の人へお知らせ****65歳になると、住民税の公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)が始まります**

この制度は、年金を支給する年金保険者が、納税義務者(年金受給者)の年金にかかる住民税を公的年金から天引きし、市町村へ直接納めるものです。

**これは納税方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。**

**対象者**

平成26年4月1日で65歳以上の老齢基礎年金などの受給者

※介護保険料が年金から引き落とされていない人や公的年金の額が年額18万円未満の人、引き落とされる保険料や税の合計額が年金額を超える人などは対象外です

**特別徴収の方法**

## ● 特別徴収を開始する年度

- ・上半期(年度前半)は、6月・8月に、年税額の4分の1ずつを普通徴収(※1)します。
- ・下半期(年度後半)は、10月・12月・2月の公的年金の支払いごとに、年税額から上半期に普通徴収した額を差し引いた残りの額を、特別徴収(※2)します。

(※1) 普通徴収：納付書や口座振替による納付 (※2) 特別徴収：年金から天引き

《例》平成26年度の年税額が60,000円の場合

期別	年金支給月	徴収方法	計算方法	徴収税額
上半期	平成26年6月	普通徴収	年税額(60,000円)の4分の1	15,000円
	8月		同上	15,000円
下半期	10月	特別徴収	年税額(60,000円)の6分の1	10,000円
	12月		同上	10,000円
	平成27年2月		同上	<b>10,000円</b> ※3

## ● 2年目以降

- ・上半期の年金支給月(4月・6月・8月)ごとに、前年度の2月と同額(※3)を**仮徴収**します。
- ・下半期の年金支給月(10月・12月・2月)ごとに、年税額から上半期の徴収額を差し引いた残りの額の3分の1ずつを本徴収します。

《例》平成27年度の年税額が90,000円の場合

期別	年金支給月	徴収方法	計算方法	徴収税額
上半期 (仮徴収)	平成27年4月	特別徴収	平成26年度の2月の額	<b>10,000円</b> ※3
	6月		同上	<b>10,000円</b> ※3
	8月		同上	<b>10,000円</b> ※3
下半期 (本徴収)	10月		年税額(90,000円)から上半期の額(30,000円)を差し引いた残りの額(60,000円)の3分の1	20,000円
	12月		同上	20,000円
	平成28年2月		同上	20,000円

※年金支給額の変更や税申告により、年度の途中で所得あるいは控除の変更があった場合、年金からの特別徴収が一旦停止されることがあります。その場合、次の年度は年金の特別徴収の開始年度と同じ徴収方法になります。

**【問い合わせ】 市税務課市民税係(福間庁舎) ☎0940・43・8117**